（平成21年3月18日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　1件

厚生年金関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　4件

国民年金関係　　1件

厚生年金関係　　3件

愛媛厚生年金　事案282

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年６月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和25年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和57年６月１日から同年７月１日まで

昭和 57 年１月にＡ事業所に入社して以来、勤務先はグループ会社であり、会社名は変わったが、勤務場所や業務内容は変わることなく継続して勤務していた。

申立期間については、Ａ事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間を含め、昭和57年６月１日から58年５月31日まで継続してＡ事業所に勤務していたことが確認できる。

また、Ａ事業所の名義を借りて運送業を営んでいたＢ事業所は、「当時の社会保険関係の書類は残っていないが、申立人は、当事業所で雇入れ、Ａ事業所、Ｃ事業所、Ｄ事業所に在籍し、運転手として勤務していた。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる。」旨説明しており、申立人は勤務場所や業務内容が変わることなく継続勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所におけるＡ事業所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない

としており、事業主が昭和57年７月１日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年６月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金　事案 439

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 37 年３月までの期間及び 44 年４月から 47 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 12 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 36 年４月から 37 年３月まで
　　　　　　　　　　②　昭和 44 年４月から 47 年３月まで

申立期間①については、結婚前のことであり何も分からないが、父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は母が納付していたと思う。母は、きちんとした人なので、保険料を２か月のみ納付するような中途半端なことはしないと思う。

また、申立期間②については、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、夫の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納になっているのはおかしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人は、昭和 36 年４月１日に発行された国民年金手帳を所持しているものの、同手帳の当該期間に係る国民年金印紙検認記録欄には検認印が無い。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和 49 年６月５日に発行された国民年金手帳を所持している上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、同年７月に、当該期間直後の 47 年４月から 49 年３月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人はこのころに国民年金に再加入の手続を行ったものと推認されるが、この時点では、申立

期間②に係る国民年金保険料は時効により納付することができないとともに、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金　事案283

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和17年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和49年３月８日から50年１月26日まで

②　昭和53年６月ごろから同年12月ごろまで

申立期間①において、A事業所でコンクリートの杭打ち作業を、申立期間②において、B事業所でペンキ塗りの作業をしていた。両事業所において、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたとする同僚５名のうち、申立人と同じ職種の２名は厚生年金保険の加入記録が無い上、当該事業所の当時の経理担当者は、「当時、本人の希望に応じて、雇用保険だけに加入させ、健康保険や厚生年金保険には加入させていなかった従業員もいた。」と証言しており、事業主は、従業員のすべてについてまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

申立期間②については、B事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人から聴取しても一緒に勤務していた同僚の名前を憶えておらず、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員のうち連絡が取れた３名も申立人についての記憶が無く、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所及びB事業所の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は存在せず、申立期間に被保険者資格を取得した者の健康保険被保険者番号の欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金　事案284

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、Ａ事業所において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和28年９月から33年６月30日まで

昭和28年４月にＡ事業所に入社し、社会保険には、入社後半年くらいしてから加入したと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、Ａ事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年７月１日である上、申立人が記憶していた同僚５名のうち厚生年金保険の加入記録がある３名の被保険者資格の取得日も申立人と同じく同事業所が適用となった33年７月１日であることが確認できる。

また、元同僚の証言から、申立人はＡ事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年７月１日以前においても勤務していたことが推認できるが、申立期間について、同事業所において厚生年金保険の被保険者として事業主により保険料を控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、昭和33年３月５日から同年６月１日まで、申立てに係る事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、このことは、申立てに係る事業所において厚生年金保険に加入していなかったことを裏付けている。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料をＡ事業所の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金　事案285

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和４年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和40年６月25日から41年９月30日まで

Ａ事業所（現在は、Ｂ事業所）Ｃ支店に勤務していた時の申立期間に係る標準報酬月額が給与支給総額に見合う標準報酬月額より低い金額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ事業所が保管する申立人に係る給与台帳から、申立人の申立期間に係る給与支給総額と社会保険事務所に届出された標準報酬月額が相違していることは確認できるが、当該給与台帳には、厚生年金保険料の控除額が記載されておらず、保険料の控除額について確認することができない。

また、社会保険事務所に届出された申立人に係る標準報酬月額は、おおむね支給された諸手当を除く基本給を基に算定された金額になっている上、申立期間前後にＡ事業所Ｃ支店に転勤してきた申立人を除く 34 名についても、転勤後の標準報酬月額は転勤前の標準報酬月額と同額若しくはそれより下がり、その後最初の定時決定時に、転勤前の標準報酬月額と同額か、又はそれを上回っていることが確認でき、同事業所では、転勤してきた当初は諸手当を除く基本給を基に標準報酬月額を算定していたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。